



2 保護者や子育て支援関係者から意見をいただきました

本市のより一層の子育て支援の充実を図るため、市の現況を踏まえ、子育て中の保護者や、保育園、幼稚園、小・中学校、NPO法人、障害児に関する団体の代表者から、「子どもを生き育てたいまち」に必要なこと、子育て環境の向上についての貴重な意見をいただきました。

3 産後ケアの費用負担を5回無料にしました

10月から、これまで1回当たり1,000円だった産後ケアサービスの負担額を5回分無料としました。産後1年以内の方はどなたでも利用できます。赤ちゃんやお母さんのためにぜひご利用ください。

- ▶サービス内容 助産師がご家庭を訪問し、育児の相談やお子さんの健康チェック・沐浴指導などを行う。
- ▶利用回数 1回の利用につき2時間、上限7回
- ▶問い合わせ 健康づくり課 ☎553-0053



1 ロゴマークを作成しました



子供たちのために何が最も良いことを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという、こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、本市は「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。

「第31回浮き城のまち行田こどもまつり」が開催された10月8日に、行田市長が「こどもまんなか」を宣言。行田市の将来を担う子供たちのため、市ではさまざまなアクションを起こしていきます。

子供たちが健やかで幸せに成長できる社会の実現のためには、皆様のご理解とご協力が必要です。子どもたちを中心とした多くの方と「こどもまんなか」に取り組んでいくため、新たにロゴマークを作成しました。



「こどもまんなか」を宣言し、「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました!

5 「こども家庭センター」の愛称を募集します

令和6年4月に「こども家庭センター」を保健センター内に開設します。現在、妊産婦や乳幼児の保護者への支援を「子育て包括支援センター」で行い、困窮や虐待など困難を抱える家庭への支援は「子ども家庭総合支援拠点」で行っていますが、この2つに分かれている支援機関を一つに統合し、子育て支援の中核的な組織を設置します。

本市での子育てに安心感を持っていただき、「こども家庭センター」を気軽に相談できる身近な存在として感じられるよう、広く皆さんから愛称を募集します。奮ってご応募ください。



- ▶期間 11月1日(水)～30日(木)
- ▶応募資格 市内在住の方
- ▶応募方法 ①愛称案②愛称案の説明③住所・氏名・電話番号を明記の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子ども未来課

- [Eメール] kodomo@city.gyoda.lg.jp
- ▶賞品 令和5年度産田んぼアート米「彩のかがやき」10キログラム
- ▶その他 詳細は市ホームページをご確認ください。
- ▶問い合わせ 同課(内線286)



4 「行田市こどもまんなか」駐車場制度を始めます

11月1日から、障がいのある方、介護が必要な方、妊産婦など歩行が困難な方のため、県では「埼玉県思いやり駐車場制度」が始まり、市内公共施設などに車椅子使用者用駐車区画および優先駐車区画を整備します(詳細は6ページに記載)。これに合わせて、市では独自に6歳以下のお子さんの保護者などを対象に、「優先駐車区画」(10月19日現在で市内46カ所)を利用するための利用証を交付します。

全国的に、6歳以下のお子さんが駐車場で死亡重傷事故に遭う割合が高いとされています。市内の施設を安心して利用していただくために、ぜひ「優先駐車区画」を活用してください。

- ▶対象 1歳～6歳のお子さんがある保護者など
- ▶申請先 子ども未来課、健康づくり課(保健センター内)
- ▶その他 市外では利用できません。詳細は市ホームページをご確認ください。
- ▶問い合わせ 子ども未来課(内線262)または健康づくり課 ☎553-0053



利用証



駐車場案内表示